

〔第3種郵便物認可〕

神的に「人に重い苦痛を故意に与える行為」であり、国によって行われるものとされていて、また戦争や内乱などの緊急事態においても許されないと規定されています。疑問もわいてきます。

捲問の状況を考えてみましょう。捲問を受ける人は、相手の完全な支配下におかれます。手足を縛られ、絶対に逃げられない密室に閉じ込められているでしょう。抵抗もできず絶望的に無力です。子どもや動物への虐



人はこの裏切りを恥じる。1.00.JPへ

日本一郎（いわもと・じゅんじろう） 1
1915年比叡市生ま。比叡道大卒。

は、自分の意思でコメントする。ロールできなかつた、身体の反応に恥ずかしさをもつてゐる。自分自身が悪く思はれるよう仕向けます。人は対的に禁止されるの

る人でも、救いのなさに心が折れるでしょう。それが拷問のねらいです。拷問は、その犠牲者を尋ね、自分自身を兼悪化する危険があります。そのような社会は、間の尊厳と人権を第一とする民主社会とはいえません。だから、拷問は

問する者は耐えがたい痛みによって、「お前は無力だ」ということを相手に思い知らせようとしたのです。どんなに忍耐力のあればが広がり、捜査手法の一「として度化されるかもしれません。」

ばえによって変わらるようになります。しかし、緊急事態において例外的に拷問をすることがあります。しかし、緊急事態において例外的に拷問をすることがあります。特に恐怖は苦痛を増幅します。拷うすると、拷問は、有効

クニちゃんが「怖い」と漏らしたように、捜問には激しい苦痛だけではなく恐怖が伴います。試験のつまきは、試験のできず、ケン君がいう時限通りの列は現実離れして捜問によって正しい情報が得られる保障はないのです。

待のよろは、圧倒的な強
者が弱者をなぶりものに
することほど道徳的に許
しがたい行為はないでし
ょ。 捷問による苦痛に
応してしまった自分の身
体を嫌悪するでしょう。
捷問は人間の尊厳を傷
け、解放後も苦しみを

憲法36条 公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

道徳的に許しがたい行為

拷 (新学期が始まってすぐの試験のあとで)

ケン：新学期早々、復習テストだなんて、マジうざいわ。

ノリ：拷問だな。憲法で絶対禁止だろ。

クニ：拷問なんてそんな怖いこと言わないで。テストは拷問じゃないし。

ケン：でも、拷問って本当に絶対ダメなのか
？ 例えば時限爆弾を見つけるためと
かだったらどう？

キミ：ダメよ。昔のように、拷問が当たり前になつたら大変だもの。

北星学園大 岩本先生と考える

憲法

みんなで

NIE 教育に新聞を

派すぎて里山じゃない。
富士のふもとの森でキ
ノコを採っている人を知
だから、それを大切に思
う団体が集まってIPS
Iができたわけです。
3月末にもなると
山にギフチョウが出
る地域があります。

自由に取材し、番組を編集し、報道する権利があります。このテレビ局の権利は、国民の知る権利に応え、政府の政策をチエックするマスメディアの役割から導かれます。テレビ局がこの役割を果たすには、政府が発表する情報をただ流すだけでなく、事実を独自に検証し、政策を評価することが求められます。例えば政府が経済政策の成果

また放送には免許が必要です。放送に使える周波数には限りがあり、国が適切に割り当てる必要があるからです。



岩本一郎(いわもと・いちろう)
1

も、限られた時間の中で番組を見出していくのが難しいです。第二に誰でも安価で放送に参入できるようになれば、ネットのようには極端な意見があふれかえるおそれもあります。

民主政治では、自分とは違う多様な意見に接

みなさんの感想や意見を募集します。学生生活での悩みや疑問も一緒に考えてみましょう。投稿は北海道報道部「みんなで憲法」係（Eメール：houdou@mainichi.co.jp）。

治的公平性を害し、国民の知る権利を損なうことになるでしょう。

国の強制 国民の知る権利損なう

かして送りにかかるべきであります。テレビなどの放送によっても表現が広がっていかないかに目を向けるべきであります。キミちゃんの言うところはその陰で経済格差がある放送法があります。政治的に公平であることや論争のある問題についてさまざまな観点から分析することなどが定められています。(公平原則)。また放送には免許が必要です。放送に使える周波数には限りがあり、国がすだけ適切に割り当てる必要があるのです。役割を発表が発表されますが、例え公平原則は、番組に口を挟む口実を政府に与えることによって、例えの成果を示すことがあります。

テレビの公平原則って何?

キミ：放送局のドラマになるような、
いい話ない？

ケン：表現の自由だ！ 好きにやればいいじゃん。

キミ：ムリよ。部活だよ。テレビ局だって、好き勝手できないわ。

クニ：そうね。国に厳しいこと言うと、抗議されるみたいだし。

ノリ：アメリカじゃ、「フェイクニュース」って言われてるしな。

北星学園大 岩本先生と考える

なで
憲法

憲法21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。②検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

もは“新品”だから、古い名前を親がきらうのか
もしれません。50年もすれば、みんなどうせ古く

教育に新聞を

最近は名前の最後に「子」が付く女の子が減りました。保育園の名簿を見ていたら、およそ20

もは“新品”だから、古い名前を親がきううのかもしれません。50年もすれば、みんなどうせ古く

子、孟子、老子など「子」が付いています。これは敬称です。この場合は昔読みですから「ヨ」ではする科学用語も多いですが「原子」みたいに、基本的な言葉を日本語にしておくのは大切で

た。現代では、外国葉を日本語に取り入れときや、物音や鳴き表すときなどにも使

のがきらいなんじゃありません。思ったように、上手に描けないんです。小学生のころ、なぜか

いました。
お田さまがむらさき色
にぬってありました。そ
れを見て、だれかが「れ

おかげで教室には1回
行っただけで終わりまし
た。すわって絵を描いて
いるより、川に手つて魚

ぱいに使って、それなりに完成した絵を描こうとする。それが人生じゃな

また工芸や芸能で、特別な能力をみとめられた人を「国宝」（重要無形文化財）ともよぶ

みんなで

憲法

北星学園大 岩本先生と考える

な
って
の
変
、不
だ
宿

の田舎の高校なくなつてさ。寂しがつて
住んでる子は遠くの通うのか……大変
間が長いと疲れて、ならないかもね。不

ケン：オヤジの田舎の高校なくなるんだってさ。寂しがつた。

ウニ：そこに住んでる子は遠くの高校に通うのか……大変ね。

キミ：通学時間が長いと疲れて、勉強にならないかもね。不公平よ。

リリ：俺はムリ。朝早いのダメだし、部活もしたいし。下宿するな。

教育の機会均等って？

ケン君のお父さんが残
意がっていますが、北海
道では公立高校の数が減

国の学習指導要領に準拠して行われますから、差は出ません。

憲法が保障する「ひとしく教育を受ける権利」は、教育の機会均等を要請しますが（教育基本法4条）、身近な地域に高校がないことは、これに反しないでしょうか。

しかし、遠方の高校に通う生徒は大変。朝から長い時間、電車に揺られ、体力は消耗し、電車では先輩や友だちに気を使つて疲れます。授業は眠気と疲れとの闘いでしょ。教室に着席した時点でも生徒間に差ができる、それが3年間続くのです。

家庭学習の時間も限られます。キミちゃんは不公平だと感じました。

反しないでどうか。
今ある高校が、高校のない地域の子どもに等しく受験の機会を認めるならば、高校入学の機会の平等は保障されないとれます。高校の授業は教育の機会均等も、勉強の一つです。社会権は、身体的・経済的に不利な地点から出発する人に対しても特別な配慮を要請する権利です。



辨證（二〇一一年八月三日）

損なうおそれがあります。
す。
この予算には限りがあ
ります。不公平を軽減す
る措置に予算を付けれ
ば、北海道報道部「みんな
で憲法」係（Eメールh
.houdou@mainichi
.co.jp）く。

す。子どもを家族から引き離すことは、子どもの最善の利益と親の権利を損なうおそれがありま
す。みんなさんの感想や意見を募集します。学生生活での悩みや疑問も一緒に考えてみましょう。投稿は北海道報道部「みんな

が、別な問題が生じます。子どもの自信や自尊心を育むには、子どもに愛情を注ぎ、励ます家族との親密な関係が必要です。親にも家庭で子どもを教育する自由があります。これは、教育の機会均等、子どもの最善の利益と親の権利、十分な教育の保障という憲法上の価値を調和的に実現させる慎重な判断が必要です。

強の出発点で背負わされた負担の差をなくすよう國に求めます。機会均等は、本人の努力や能力ではなく、親の経済状況や家庭環境の違いによって子どもの成績に影響を与えることを許しません。教育の無償化が求められるのもそのためです。

ノリ君のような生徒のために、下宿代を国が補助すれば、教育の機会均等の予算にしわ寄せが来るかもしれません。教育の機会均等が教育の質を低下させるとすれば、本末転倒です。

将来の仕事に必要な知識や技能を身につけるとともに、相互尊重などの民主的な市民としての能

憲法26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

高校の統廃合 慎重な判断を

岩本一郎（いわもと・いちろう） 1
1965年北見市生まれ。北海道大卒。2005年から北星学園大経済学部教授。憲法学が専門。法哲学・政治学のゼミなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組む。著書に「絵で見てわかる人権」。